

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

( 第5回協議会 [平成16年1月15日] ) 提出

( 第5回協議会 [平成16年1月15日] ) 確認

協定項目	人権、同和教育の取扱い
調整の内容	人権、同和教育関係事業については、新町において調整し実施する。

協定項目	人権、同和教育の取扱い	関係項目	人権、同和教育の取扱い					
調	1. 人権相談の状況							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>白石町</th> <th>福富町</th> <th>有明町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○特設人権相談所 委員数 3名 年 12回</td> <td>○特設人権相談所 委員数 3名 年 4回</td> <td>○特設人権相談所 委員数 3名 年 4回</td> </tr> </tbody> </table>	白石町	福富町	有明町	○特設人権相談所 委員数 3名 年 12回	○特設人権相談所 委員数 3名 年 4回	○特設人権相談所 委員数 3名 年 4回	
白石町	福富町	有明町						
○特設人権相談所 委員数 3名 年 12回	○特設人権相談所 委員数 3名 年 4回	○特設人権相談所 委員数 3名 年 4回						
整	2. 同和教育の推進							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>白石町</th> <th>福富町</th> <th>有明町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>                     推進事業                      ・県作成パンフレットの全戸配布                      ・強調月間中のポスター、横断幕掲示                      ・研修会への職員の参加                      ・成人学級での研修                      ・分館長会での研修                      ・人権教育推進事業（団体別人権教室）                      ・家庭教育学級の中での人権学習                      ・広報紙の作成、配布                      ・県養成講座による指導者育成事業                      ・各種団体の研修会への参加                      ・同和教育教員研修の開催                      ・人権作文の募集                      ・同和教育担当者会議の開催                      ・人権集会・教室の開催                      ・差別意識調査の実施と研究                 </td> <td>                     推進事業                      ・県作成パンフレットの全戸配布                      ・強調月間中のポスター、横断幕掲示                      ・研修会への職員の参加                      ・成人学級での研修                      ・分館長会での研修                      ・市町村人権教育推進事業（地区別人権教室）                      ・福富町人権教室                      ・家庭における人権啓発事業                      ・県養成講座による指導者育成事業                      ・研修会への各種団体の参加                      ・人権総合学習の実施                      ・広報紙の作成、配布                      ・人種・同和問題に関する読み聞かせ                      ・人権擁護対策委員会設置                      ・同和教育教員研修の開催                      ・人権作文の募集                      ・同和教育担当者会議の開催                      ・人権集会・教室の開催                      ・差別意識調査の実施と研究                 </td> <td>                     推進事業                      ・県作成パンフレットの全戸配布                      ・強調月間中のポスター、横断幕掲示                      ・研修会への職員の参加                      ・成人学級での研修                      ・分館長会での研修                      ・人権教育推進事業（団体別人権教室）                      ・家庭教育学級の中での人権学習                      ・広報紙の作成、配布                      ・県養成講座による指導者育成事業                      ・各種団体の研修会への参加                      ・同和教育教員研修の開催                      ・人権作文の募集                      ・同和教育担当者会議の開催                      ・人権集会・教室の開催                      ・差別意識調査の実施と研究                 </td> </tr> </tbody> </table>	白石町	福富町	有明町	推進事業 ・県作成パンフレットの全戸配布 ・強調月間中のポスター、横断幕掲示 ・研修会への職員の参加 ・成人学級での研修 ・分館長会での研修 ・人権教育推進事業（団体別人権教室） ・家庭教育学級の中での人権学習 ・広報紙の作成、配布 ・県養成講座による指導者育成事業 ・各種団体の研修会への参加 ・同和教育教員研修の開催 ・人権作文の募集 ・同和教育担当者会議の開催 ・人権集会・教室の開催 ・差別意識調査の実施と研究	推進事業 ・県作成パンフレットの全戸配布 ・強調月間中のポスター、横断幕掲示 ・研修会への職員の参加 ・成人学級での研修 ・分館長会での研修 ・市町村人権教育推進事業（地区別人権教室） ・福富町人権教室 ・家庭における人権啓発事業 ・県養成講座による指導者育成事業 ・研修会への各種団体の参加 ・人権総合学習の実施 ・広報紙の作成、配布 ・人種・同和問題に関する読み聞かせ ・人権擁護対策委員会設置 ・同和教育教員研修の開催 ・人権作文の募集 ・同和教育担当者会議の開催 ・人権集会・教室の開催 ・差別意識調査の実施と研究	推進事業 ・県作成パンフレットの全戸配布 ・強調月間中のポスター、横断幕掲示 ・研修会への職員の参加 ・成人学級での研修 ・分館長会での研修 ・人権教育推進事業（団体別人権教室） ・家庭教育学級の中での人権学習 ・広報紙の作成、配布 ・県養成講座による指導者育成事業 ・各種団体の研修会への参加 ・同和教育教員研修の開催 ・人権作文の募集 ・同和教育担当者会議の開催 ・人権集会・教室の開催 ・差別意識調査の実施と研究	
白石町	福富町	有明町						
推進事業 ・県作成パンフレットの全戸配布 ・強調月間中のポスター、横断幕掲示 ・研修会への職員の参加 ・成人学級での研修 ・分館長会での研修 ・人権教育推進事業（団体別人権教室） ・家庭教育学級の中での人権学習 ・広報紙の作成、配布 ・県養成講座による指導者育成事業 ・各種団体の研修会への参加 ・同和教育教員研修の開催 ・人権作文の募集 ・同和教育担当者会議の開催 ・人権集会・教室の開催 ・差別意識調査の実施と研究	推進事業 ・県作成パンフレットの全戸配布 ・強調月間中のポスター、横断幕掲示 ・研修会への職員の参加 ・成人学級での研修 ・分館長会での研修 ・市町村人権教育推進事業（地区別人権教室） ・福富町人権教室 ・家庭における人権啓発事業 ・県養成講座による指導者育成事業 ・研修会への各種団体の参加 ・人権総合学習の実施 ・広報紙の作成、配布 ・人種・同和問題に関する読み聞かせ ・人権擁護対策委員会設置 ・同和教育教員研修の開催 ・人権作文の募集 ・同和教育担当者会議の開催 ・人権集会・教室の開催 ・差別意識調査の実施と研究	推進事業 ・県作成パンフレットの全戸配布 ・強調月間中のポスター、横断幕掲示 ・研修会への職員の参加 ・成人学級での研修 ・分館長会での研修 ・人権教育推進事業（団体別人権教室） ・家庭教育学級の中での人権学習 ・広報紙の作成、配布 ・県養成講座による指導者育成事業 ・各種団体の研修会への参加 ・同和教育教員研修の開催 ・人権作文の募集 ・同和教育担当者会議の開催 ・人権集会・教室の開催 ・差別意識調査の実施と研究						
内								
容								

## 白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目		人権、同和教育の取扱い		関係項目	人権、同和教育の取扱い	
		白石町		福富町		有明町
調 整 内 容	<p><b>白石町人権擁護に関する条例</b></p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、日本国憲法及び世界人権宣言の精神にのっとり、町民一人ひとりが人権を尊び、あらゆる差別をなくすとともに、心豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(町の責務)</p> <p>第二条 町は、前条の目的を達成するため必要な施策について積極的に取り組み、人権意識の高揚を図るものとする。</p> <p>(町民の役割)</p> <p>第三条 すべての町民は、相互に基本的人権を尊重し、あらゆる差別をなくすための施策に協力するとともに、自らも人権意識の高揚に努めるものとする。</p> <p>(施策の推進)</p> <p>第四条 町は、基本的人権を擁護し、心豊かな社会を形成するために、行政のあらゆる分野で必要な施策を推進するものとする。</p> <p>(啓発活動)</p> <p>第五条 町は、人権意識の高揚を図るため、学校、家庭、各種団体等との密接な連携による啓発活動を推進し、差別を許さない世論の形成及び人権擁護の社会づくりに努めるものとする。</p> <p>(推進体制)</p> <p>第六条 町は、人権擁護に関する施策を効果的に推進するため、国、県をはじめ関係機関及び関係団体と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第七条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に町長が定める。</p> <p>附則 この条例は、公布の日から施行する。</p>		<p><b>福富町人権擁護に関する条例</b></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、日本国憲法及び世界人権宣言の精神にのっとり、町民1人ひとりが、人権を尊び、あらゆる差別をなくすとともに、心豊かな明るく住みよい福富町の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(町の責務)</p> <p>第2条 町は、前条の目的を達成するために必要な施策について積極的に取り組み、人権意識の高揚を図るものとする。</p> <p>(町民の役割)</p> <p>第3条 すべての町民は、相互に基本的人権を尊重し、あらゆる差別をなくすための施策に協力するとともに、自らも人権意識の高揚に努めるものとする。</p> <p>(施策の維持等)</p> <p>第4条 町は、基本的人権を擁護し、心豊かな社会を形成するために、行政のあらゆる分野で必要な施策を推進するものとする。</p> <p>(啓発活動)</p> <p>第5条 町は、人権意識の高揚を図るため、学校、家庭、各種団体及び企業・事業者等と密接な連携による啓発活動を推進し、差別を許さない世論の形成及び人権擁護の社会づくりに努めるものとする。</p> <p>(推進体制)</p> <p>第6条 町は、人権擁護に関する施策を効果的に推進するため、国、県をはじめ関係機関及び関係団体と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。</p> <p>附則 この条例は、公布の日から施行する。</p>		<p><b>有明町人権擁護に関する条例</b></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念に基づき、人権の侵害をなくし、人権の擁護を図るために必要な事項を定めることにより、人権を基調とする明るく住みよい有明町の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(町の責任)</p> <p>第2条 町は、前条の目的を達成するため必要な施策について積極的に取り組み人権意識の高揚を図るものとする。</p> <p>(町民の役割)</p> <p>第3条 すべての町民は、相互に基本的人権を尊重し、あらゆる差別をなくすための施策に協力するとともに、自らも人権意識の高揚に努めるものとする。</p> <p>(施策の推進等)</p> <p>第4条 町は、基本的人権を擁護し、心豊かな社会を形成するために、行政のあらゆる分野で必要な施策を推進するものとする。</p> <p>(啓発活動)</p> <p>第5条 町は、人権意識の高揚を図るため、学校、家庭、各種団体及び企業・事業者等との密接な連携による啓発活動を推進し、差別を許さない世論の形成及び人権擁護の社会づくりに努めるものとする。</p> <p>(推進体制)</p> <p>第6条 町は、人権擁護に関する施策を効果的に推進するため、国、県をはじめ関係機関及び関係団体と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。</p> <p>附則 この条例は、公布の日から施行する。</p>	